

TAMA GLOBAL COMMUNITY 会則

第1条（名称）

本会は「TAMA GLOBAL COMMUNITY」と称する。

第2条（目的）

本会は、海外に拠点を有する、または海外に拠点を準備中の事業者が、業種や事業規模を超えた企業間のコミュニケーションの機会を創造し、互いの課題を共有し、解決に繋げられるようなネットワークを築き、事業の健全な発展に寄与することを目的とする。

第3条（事業）

1. 本会は前条の目的のために次の事業を行う。
本会は会員に対して、会員同士のネットワーク拡大、ビジネスマッチング支援、海外事業等に関する情報提供、相談サポート等に関するサービスを提供する。
2. 会員は、本会が提供するサービスを受ける場合、本会所定の方法により利用するものとする。
3. 本会は第1項のサービスを変更することがある。変更内容及び方法は第7条による。

第4条（会員）

本会の会員は本会の目的に賛同した、海外に拠点を有する、または海外に拠点を準備中の事業者とする。

第5条（会費等）

本会は、入会金のほか、定期的な会費を設定しない。ただし、第3条に定める事業活動等を実施する場合でその事業の実施に際して負担金等が必要とされた場合、および実費負担を適当とする会議等に参加する場合などについては、負担金が必要となる場合がある。

第6条（会員の資格）

1. 本会の入会には、多摩信用金庫の承認を必要とする。退会は本人が本会所定の方法により行う。
2. 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。
 - (1) 会員が法人である場合、法的整理などにより廃業した場合
 - (2) 会員が個人である場合、死亡などにより廃業した場合
 - (3) 反社会的勢力に該当、もしくは関係する場合
 - (4) その他、事業の運営上問題が認められる場合

第7条（会則の変更）

この会則は多摩信用金庫が必要に応じて変更することができる。会則の変更をする場合は、変更後の効力発生日の1か月前までに、会則を変更する旨及び変更後の会則の内容とその効力発生日を多摩信用金庫ホームページに掲載する方法で会員に通知する。

第8条（その他）

この会則に規定されてない事項については、多摩信用金庫の判断により行う。

第9条（事務局）

本会の事務局は多摩信用金庫海外事業支援部に置く。

第10条（会則の施行）

この会則は2021年5月6日より施行する。

以 上

2021年2月現在